

掘立柱建物 SB1904 の造営時期について

李 陽浩

はじめに

難波宮の発掘調査では、大きく分けて前・後2時期の宮殿跡が見つかっている。前期難波宮は、遺構の全面に火災痕跡が見られることから、『日本書紀』朱鳥元年（686）に焼失した「難波宮」と考えられ、近年の調査成果によって、『日本書紀』白雉3年（652）9月に完成した「難波長柄豊碕宮」にまで遡ることが确实視されている。一方、後期難波宮は、前期難波宮との層位関係や瓦をはじめとする出土遺物の年代観から、『続日本紀』神亀3年（726）に藤原宇合を「知造難波宮事」として造営が開始された「難波宮」と比定される¹。

発掘遺構における両者の特徴は、中軸線を共有し、ほぼ同じ場所に重なって造営された点にある。特に後期は前期の建物配置を十分に考慮して造営されており、両者の配置には密接な関係があることが指摘できる²。

ところで、難波宮の発掘調査では、いずれの遺構も上町台地の地山直上で検出される場合が多い。すると、まず重要となるのが、地層や切り合い関係、出土遺物などに基づいて、遺構の年代を判別する作業となる。さらに地山上面では、難波宮造営以前に存在した難波宮下層遺跡の遺構も検出される。そこで、これらも含めて総合的に判別を行う必要がある。

さて、前期・後期難波宮の遺構判別を行う際には、既にこれまでの発掘調査によって、前期では火災痕跡の有無、後期では瓦の有無が大きなキーポイントとなることが判明しており、まずはそのような特徴をみつけることが大きな課題となる。

ただ、遺構にそのような特徴がみられない場合には、前期か後期かを判別することが非常に難しく、遺構の造営年代を断定できない場合も多い。今回取り上げようとする掘立柱建物 SB1904 もその一つといえる。

掘立柱建物 SB1904 は、前期難波宮内裏東面回廊 SC801 の東南隅付近で検出された南北棟の建物である（図1・2）。この遺構について、報告書では「前期内裏回廊 SC801 と柱筋が一致し、回廊から北妻柱までの距離が10尺（2.92m）となること、柱間寸法が前期内裏回廊のそれと同じ10尺、7尺で割付け得ることから前期遺構とした」³と記す。

しかし、前期難波宮全体の配置計画からすると、この建物の配置が一見して異質であることが見て取れる。その理由は、整然とした左右対称の配置を取る前期難波宮の建物群にそぐわないという点、そして何よりも、その建つ位置が内裏前殿区画の東門 SB7501 の正面にやや掛かる位置に当たることから、門の出入りに支障を及ぼす可能性が指摘される点にある。

特に後者は、当時の宮殿利用の実態を復元的に考える上で少なからぬ問題を抱えるものである。SB1904 のような異質な配置を取る建物が、整然とした宮殿の建物配置と同時期に存在したかどうか

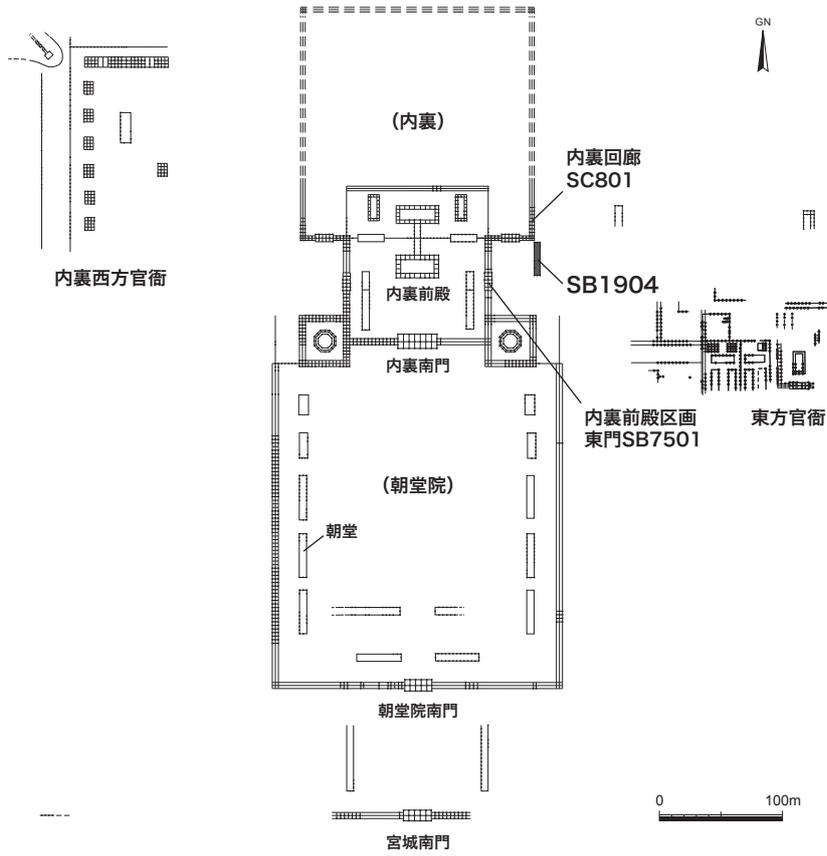


図1 前期難波宮遺構配置図

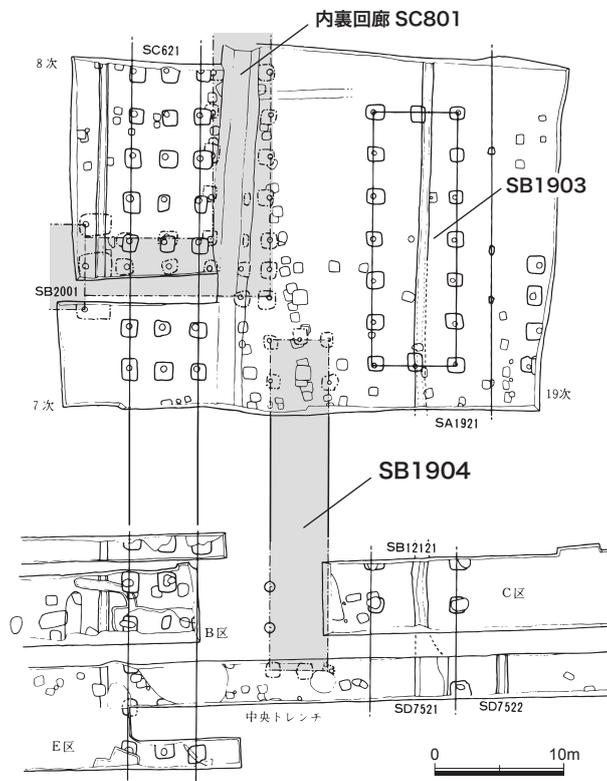


図2 SB1904 遺構配置図

かは、前期難波宮全体の宮殿計画を考える上で重要な意味を持つ。

そこで、ここでは改めて発掘成果をもとに掘立柱建物 SB1904 の特徴を振り返り、他の前期・後期難波宮の遺構とも比較することで、その造営時期について再検討してみることにはしたい。

1. 掘立柱建物 SB1904 の概要

掘立柱建物 SB1904 は、桁行 9 間（総長 26.32m、柱間 2.92m、10 尺等間）、梁行 2 間（総長 4.2m、柱間 2.10m、7 尺等間）の南北棟建物として復元されている。この建物は第 6 次調査 J 地点で西南部の一部、第 7 次調査 K 地点で西北部の一部をそれぞれ検出していたが、その東北部を第 19 次調査で検出し、さらに第 75 次調査で東南隅の柱穴を確認したことで、全体の規模がほぼ確定した⁴。柱穴の規模は、掘形が方 0.9 ～ 1.2m、柱痕跡が 36 ～ 42cm である⁵。上部構造については、南北に長い身舎のみのシンプルな建物であることから、単層切妻造と推定される。

ちなみに近接する内裏回廊 SC801 は複廊形式の回廊であり、柱間寸法は桁行 10 尺（2.92m）、梁行 7 尺（2.044m）、柱穴の規模は、掘形が 0.9 ～ 1.2m、柱痕跡が 30cm である⁶。

さて、調査成果に従って SB1904 の特徴をまとめると、以下のようなになる。

- (a) 前期内裏回廊 SC801 と柱筋が一致し、回廊から北妻柱までの距離が 10 尺（2.92m）となること⁷
- (b) 柱間寸法が桁行、梁行ともに 1 尺 = 0.292m の整数倍となること⁸
- (c) すぐ北側で検出された前期内裏回廊 SC801 の「柱穴及び柱の抜穴の埋没土には、多量の焼土が含まれている事」⁹に対し、SB1904 にはそのような痕跡が見当たらないこと¹⁰
- (d) 難波宮の中軸線に対して方位を振る難波宮下層遺跡の遺構を切って、掘形が掘られていること（図 2）

そこで次に、以上の特徴をもとに具体的な造営時期を検討してみることにはしたい。

2. 掘立柱建物 SB1904 の造営時期

『難波宮址の研究 第七』では SB1904 を前期難波宮に伴う遺構とするが、まず火災痕跡がみられない問題は、この遺構を積極的に前期と考えるにおいて支障となる。次にその配置をみた場合、内裏回廊と柱筋は通るものの、その通り方は建物の中心を揃えたものではなく、一見して異質であることに気付く。さらに、SB1904 と内裏回廊間の距離はかなり近接しており、上部構造を含めて建物間関係を考えた場合に問題点が多い。

およそ以上のような点が、造営時期を考える際のポイントとなる。なかでも、SB1904 と内裏回廊 SC801 の関係を建物配置や距離の観点から検討することは、火災のあり方（類焼など）を考える際にもベースとなるものである。

そこで以下では、SB1904 の造営年代を（1）配置計画の整合性、（2）火災痕跡の有無、（3）尺度の共通性、という 3 点から検討することで、SB1904 の造営時期について考えてみることにしたい。

(1) 配置計画の整合性

配置計画の整合性を検討するにおいては、SB1904 及び内裏回廊 SC801 の位置関係が重要となる。その際には、柱筋の通りもさることながら、建物である以上、屋根を含めた位置関係（軒先間の距離）も重要となる。

ここでは、柱筋の通りからみた両建物の位置関係、内裏前殿区画東門との関係、軒先間の関係（軒の出）、の3点から配置計画の整合性について検討することにした。

【柱筋の通り】

すでにみたように、報告書では SB1904 と内裏回廊 SC801 の柱筋が通ることをもって前期の可能性を示唆する。このように柱筋の通りが時期決定の根拠となるのは、そこに共通した計画性の存在が想定されるからである。すなわち、同時期に一連の建物が計画・造営された場合には、建物配置が一定の規則に従うなど、そこに一貫性が認められる場合が多いためである。

そこで、改めて遺構自体の特徴を振り返ってみると、ここでいう柱筋の通りとは、SB1904 の西側柱筋と内裏回廊 SC801 の東側柱筋を対象としていることが指摘できる（図2）。もちろん、このような共通性は両者が同じ基準のもとで計画された可能性を示唆するものともいえるが、ここでの問題は、同じ側柱筋が通る訳ではないという点にある。

通常、前期難波宮の遺構では建物心もしくは同じ側柱どうしの柱筋を通すことで、全体の整合性を確保している。例えば、建物心を通す例としては内裏南門と両脇の回廊など、多くの例がある。また、朝堂院における各朝堂では、場所によって建物規模が異なるものの、同じ側の柱筋（東朝堂では東側柱筋）を揃えることで整合的な全体計画を実現している。

次に、後期難波宮の造営では前期難波宮の建物配置を十分に考慮して造営されたことが知られている。両者の中軸線がほぼ等しいことは、後期が前期のそれを踏襲したことを明確に示している¹¹。このことは、後期の段階であっても、似たような建物配置を取ることが可能であることを示している。

このようにみると、異なった側の柱筋を通す SB1904 と内裏回廊の例では、そのみをもって同時期の遺構と判断することが困難であるといえる。

【内裏前殿区画東門 SB7501 との関係】

SB1904 は内裏前殿区画東門 SB7501 の正面に位置する（図1）。東門は桁行5間、梁行2間の南北棟掘立柱建物であり¹²、桁行中央間のみをやや広くするため、5間1戸門と推定される。東門の具体的な利用方法については不明であるが、門である以上、人の往来を意図したものであり、扉を通じて移動がなされたものと推測されよう。すると、そのような移動を妨げる位置に計画的に建物を建てるとは考え難く、やはり他の前期遺構と一連の建物とは判断できない。このように内裏前殿区画東門との関係からすると、SB1904 が内裏・朝堂院などの中心部と同じ計画のもとで造営された建物とは考え難いことが指摘できる。

なお、前期難波宮中心部における配置計画の特徴は、中軸線をベースに、内裏・朝堂院などの建物を左右対称に配置する点にある。それに対して、SB1904 の位置を西に折り返した地点となる

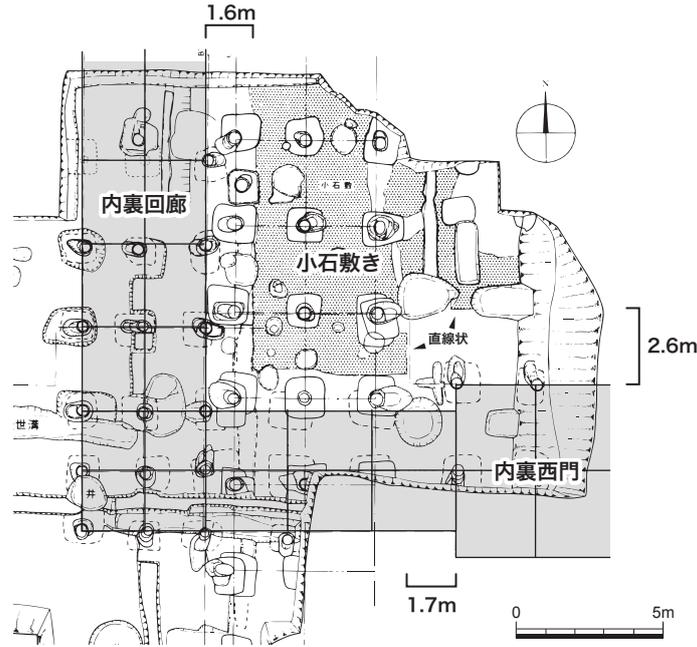


図3 第9・12・14次調査 遺構配置図

NW9・12・14次の調査区では、同様の場所で柱穴が検出されておらず（図3左下部分）¹³、建物が左右対称に存在していなかった可能性が高い。このようなあり方も、SB1904を前期の遺構と考える上で問題となる。

【軒先間の関係】

軒先間の関係に注目した場合、まず問題となるのが、近接するSB1904と内裏回廊SC801が、屋根の関係からみて同時存在できるのかどうか、という点となろう。次に、同時存在できるのなら、両者が配置的にみてどのような関係にあるのかという点が問題となる。いずれも軒の出を含めた両者の関係（あるいは距離）を明らかにすることが、その前提となる。

そこで、ここでは両建物における軒の出を復元的に検討することで、屋根（軒先）からみた両者の関係性について明らかにしてみたい。

まず、内裏回廊SC801の軒の出についてである。SB1904付近の発掘調査では、軒の出を示す具体的な遺構（雨落溝など）は検出されていない。しかし、内裏回廊については、他の調査地点において一連する遺構の一部が検出されており、それとの比較から軒の出を推測することができる。

前期難波宮の遺構における軒の出を検討する際に重要となるのが、造営時の地表面に敷設される小石敷きの範囲である。小石敷きは内裏・朝堂院区画の内部にのみ敷設されるが、それは建物周囲にのみ敷設され、軒下（軒先よりも内側）には敷設されないという特徴がある¹⁴。いま求めるべき内裏回廊の軒先は建物の外側であるが、一般的に回廊の軒の出は棟通りを中心に左右対称であることからすると、内裏・朝堂院区画の内側に敷設された小石敷きを用いて回廊外側の軒の出を推測することも可能である。

そこで、内裏回廊の調査のうち、小石敷きから軒の出が知られる調査を探ると、前期難波宮内裏

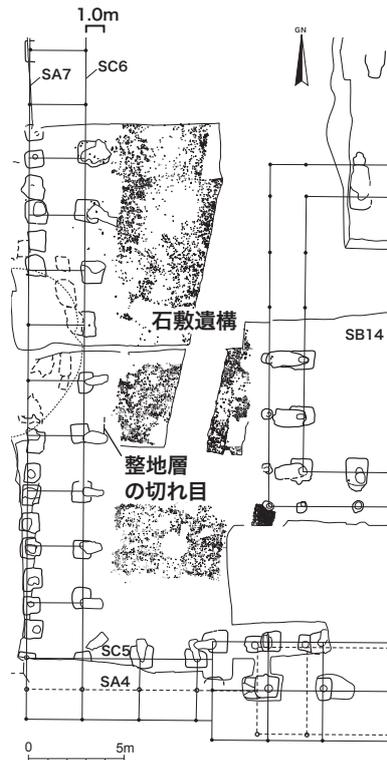


図4 NW05-9次遺構配置図

西門付近の調査（NW9・12・14次）があげられる。また、東方官衙の調査（NW05-9次）では単廊に伴って小石敷きが発見されており、比較例として用いることができる。以下、これらの特徴を簡単に振り返ってみたい。

前期難波宮内裏西門付近の調査（NW9・12・14次調査）¹⁵は内裏の西側、内裏回廊が屈曲する部分で行われたものである。回廊（復廊）で囲まれた内側において、小石敷きが発見された。遺構平面図をみると（図3）、小石敷きは建物の内側（側柱よりも内側）には敷設されず、かつ建物から一定の距離を置いて敷設されている。また、その敷設された境界部分は直線状をなす。これは、この境界が人為的に設定されたこと、かつ小石敷きが存在しない部分が建物の軒下に相当することを示す。すなわち、側柱から境界までの距離が建物の軒の出と考えられ、その数値は約1.6m（約5.5尺）となる。

次に、前期難波宮東方官衙の調査（NW05-9次）¹⁶は、前期難波宮内裏・朝堂院の東方に位置する東方官衙のもっとも東辺で行われたものである。南に門を開き、周囲を堀・単廊で囲んだ中に桁行五間、梁行二間の掘立柱建物を配する特徴的な一郭が発見され、単廊SC6で囲まれた内側において小石敷きが発見された。内裏西門付近の調査と同様、小石敷きは単廊の内側には敷設されず、かつ側柱から一定の距離を置いて敷設されている。また、その敷設された境界部分は直線状をなす（図4）¹⁷。すなわち、側柱から境界までの距離が建物の軒の出と考えられ、その数値は約1m（約3.5尺）となる。このようにみると、復廊である内裏回廊SC801の軒の出は側柱から約1.6m（約5.5尺）と推測できよう。

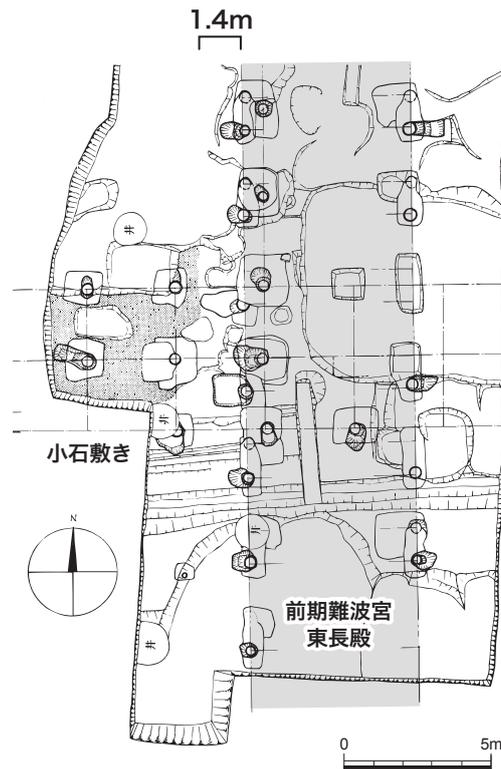


図5 NW10次遺構配置図

次に、SB1904の軒の出についてである。発掘調査では、内裏回廊と同様、軒の出を示す具体的な遺構（雨落溝など）は検出されていない。そこで、他の調査例から同様の事例を探ると、SB1904と同様の細長い平面を持ち、かつ軒の出が判明する事例として、内裏前殿区画における東・西長殿があげられる。そのうち、東長殿の調査（NW10次）では小石敷きが検出されており、内裏回廊同様、その敷設範囲から軒の出を推測することができる。

東長殿の調査（NW10次）¹⁸は内裏前殿の東南部で行われたものである。桁行16間、梁行2間の南北棟掘立柱建物（のちに桁行11間に改修）で、上部構造はSB1904と同様に単層切妻造と推定される。東長殿では、建物の西側で小石敷きが検出された。すでにみた内裏西門付近の調査と同様、小石敷きは建物の内側には敷設されず、かつ側柱から一定の距離を置いて敷設されている。また、その敷設された境界部分は直線状をなす（図5）。すなわち、側柱から境界までの距離が建物の平側の軒の出と考えられ、その数値は約1.4m（約4.8尺）となる。

一方、妻側の軒の出（螻羽の出）については小石敷きなどが知られておらず、遺構から明らかにすることが困難である。そこで、SB1904と屋根形式が等しく、小石敷きの範囲から平側・妻側の軒の出が知られる内裏西門SB901と比較することで、妻の軒の出を推測してみることにした。

内裏西門SB901は桁行5間（総長14.5m、49尺）、梁行2間（総長6.0m、20尺）の東西棟掘立柱建物である¹⁹。周囲に敷設された小石敷きの範囲によって軒の出を推測することができる（図4）。その数値は正面（平）側で2.6m（約9尺）、側面（妻）側で1.7m（約6尺）となる²⁰。この数値をもとに平側の出に対する妻側の出の割合を求めると、約0.65（1.7/2.6m）程度となる。この

比率と先ほどの東長殿の軒の出を用いて SB1904 の妻側の出を求めれば、0.9m 程度 (1.4×0.65) と推測することができる。

さて、報告書では SB1904 北妻と内裏回廊側柱間の距離を 10 尺 (2.92m) とする。そこで、この距離から内裏回廊の軒の出 (約 1.6m) と SB1904 妻側出の軒の出 (螻羽の出、約 0.9m) を差し引くと、軒先間の距離は約 0.4m となる。これは造営時に足場を建てたと仮定した場合にはかなりタイトであり、同時存在が可能であったかどうか、問題が多い。

そこで、この問題については、次に行う火災痕跡の検討において再度取り上げることにしたい。

(2) 火災痕跡の有無

すでにみたように、検出された SB1904 の遺構には火災痕跡が認められない²¹。これは、近接する内裏東面回廊 SC801 に火災痕跡が認められる点とは対照的である。このことは SB1904 を積極的に前期の遺構とする上で問題となる。もちろん、前期の遺構には火災痕跡が認められないものも存在する。最もよく知られているものとして、東方官衙の遺構群があげられよう²²。

しかし、ここで注意すべきは、先の検討で明らかにしたように、SB1904 と内裏回廊 SC801 が軒先の距離にして約 0.4m しか離れていないという点である。この距離で同時に存在していたのなら、類焼は免れないと考えた方が妥当ではなかろうか。

そのように考える根拠にはいくつかある。まず、前期難波宮の屋根葺材が板材 (長板葺き) と推定される点である²³。この葺材は瓦に比べて火災に弱いと考えられ、その葺材を用いた軒先が約 0.4m の距離で近接していたことは、両建物間において類焼の可能性が高いことを想像させる。

次に、朱鳥火災時には建物間の距離がかなり離れていても類焼する例があるという点である。ここでは内裏西方官衙の倉庫群が参考となる。内裏西方官衙では区画西側で南北に連続する倉庫群が約 12 m の間隔を置いて建っているが²⁴、朱鳥火災時には類焼している。

このような例からすると、火災痕跡がみられる内裏回廊とそれがみられない SB1904 が朱鳥火災時に同時に建っていた可能性は低く、両者は別の時期の遺構と考えられよう。

(3) 尺度の共通性

SB1904 は桁行総長が 26.32m で、前期造営尺 1 尺 = 0.292m として、10 尺等間となる。このことから前期の可能性が示されたが、実際には、尺度のみでは前期 (この際には朱鳥火災前) と言い切ることは困難である。その理由は、近年の調査によって、この尺度が前期難波宮特有のものではなく、7 世紀中頃～末にかけて広く使用された可能性が考えられるからである。

まず、飛鳥稲淵宮殿跡 (7 世紀中頃) では、1 尺 = 0.2933m という数値が示されており²⁵、前期難波宮との近似が注目される。次に、藤原宮 (7 世紀末) では、朝堂院・朝集殿院の全体計画において、1 尺 = 0.2925m 前後の造営尺を用いていた可能性が指摘されている²⁶。大極殿院回廊でも、1 尺 = 0.2914 ~ 0.2919m の造営尺が用いられたと考えられている²⁷。また、各朝堂でも東第 3 堂で 1 尺 = 0.2920m (検出した 8 間分 32.7m を 14 尺等間とした場合)²⁸、東第 4 堂で 1 尺 = 0.2924m²⁹、東

第6堂で1尺 = 0.2935m³⁰と類似する尺度が検出されており、大極殿院南門でも1尺 = 0.290mという尺度が推定されている³¹。

これらの尺度は前期難波宮と等しいか、極めて近似するものといえる。ここから1尺 = 0.292 mという尺度が、7世紀中頃～末までの間に一定程度流通・使用されていた可能性も十分に考えられることとなる。すると、尺度からみた場合、SB1904が朱鳥火災後に建てられた可能性も十分に考えられるのであり、尺度のみからでは年代を決定することは困難であるといえよう。

(4) 小結：造営時期の推定

以上の検討結果をまとめると、次ようになる。

まず、造営時期の上限であるが、難波宮下層遺跡の柱穴を切ること、下層遺跡の方位が正方位から振れるのに対してSB1904がほぼ正方位を取ることから、それが前期難波宮の造営以後であることが明らかである。

次に、前期に含まれるかどうかであるが、朱鳥火災時に焼失した内裏回廊 SC801 と、軒先の距離にして約0.4mしか離れていないSB1904に火災痕跡が認められないことは、これらが同時に建っていたのではない可能性を示唆する。すなわち、少なくとも朱鳥火災時にはSB1904は建っていなかったことが推測される。

また、朱鳥火災以前に造営され、火災時には廃棄されていた可能性であるが、同様に早い段階に廃棄された建物として東・西長殿がある。東・西長殿は、前期のある時期に桁行を縮小して建て替えられ、建て替えられた建物が朱鳥の火災で焼失したものであるが、建て替えられる前の建物が早い段階に廃棄された建物に相当する。この建物の特徴は、縮小されたとはいえ、同じ場所で改築がなされたこと、すなわち、改築前後で建物が継続して用いられた点にある。他にも前期難波宮には朱鳥火災までの間に改築された事例がいくつか知られるが³²、いずれも同じ場所で改築されたものが多く、SB1904だけが早い段階に廃棄されたと想定するには別の理由が必要となる。

続いて、朱鳥火災後に造営された可能性であるが、ここまでの検討からすると、SB1904の造営年代を朱鳥火災後と考えることが最も整合性が高いといえる。なお、前期の火災整理作業が後期難波宮の造営時に行われた可能性³³からすると、朱鳥火災後から後期造営までの間にSB1904が建てられた可能性は低いと考えられる。すると残るは、後期に造営された可能性となろう。その際に問題となるのは、周囲に存在する後期の建物との関係である。例えば、SB1904の西側には後期内裏回廊 SC621が南北に通るが、両者の柱筋は揃っておらず、配置計画から同時期のものとは考え難い。同様のことはSB1904の東側に位置するSB1903にも当てはまる。この建物はのちに廃棄されて、その上に築地堀 SA1921が造られるもので³⁴、後期のうちでも早い段階に廃棄された建物と考えられる。その建物とも柱筋が揃っておらず、柱筋からみれば同時期のものとするのは難しい。ただ、SB1903は後期内裏回廊 SC621とも柱筋が通っておらず、後期の中にもいくつかの段階があったことが知られる。また、SB1903と同様の建物は付近に一定程度広がっているが、それら相互は必ずしも柱筋を揃えているとは言い難い(図6)。

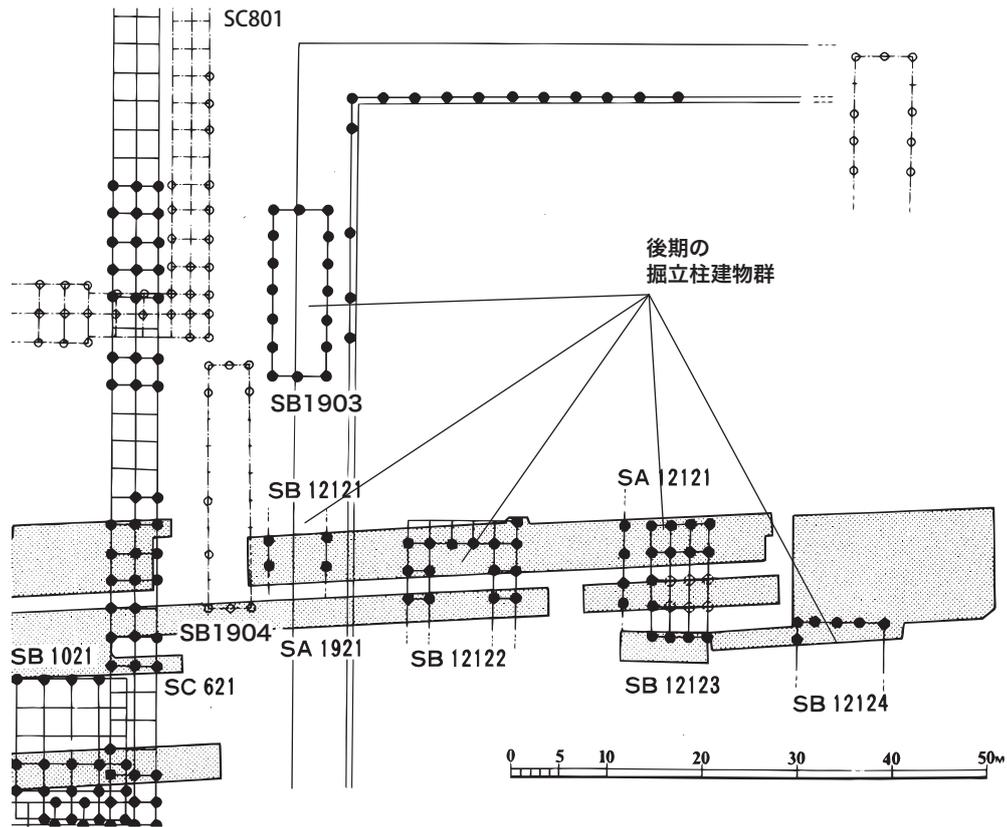


図6 SB1904 東方の掘立柱建物群

このようにみると、SB1904の造営時期としては、建物として類似するSB1903など同様の時期、すなわちこれらが築地堀に建て替えられる以前の段階である、後期難波宮の造営初期とするのが最も有力であるように思われる。

まとめ

ここまで掘立柱建物SB1904の造営時期について、建物配置の整合性、火災痕跡の有無、尺度の共通性、という3つの点から検討を行った。その結果、SB1904は朱鳥元年の火災時には建っておらず、後期難波宮の造営初期に建てられた可能性を指摘した。

以上が得られた結論であるが、検討では年代を示す遺物などの直接的な資料がない中で、やや迂遠な方法を取らざるを得ず、結論の蓋然性についても心許ない部分が多い。ここではとりあえずの試案として提示することにし、大方のご叱正を請う次第である。

II. 論 考

註

- ¹ 積山洋 2013『古代の都城と東アジア:大極殿と難波京』清文堂、中尾芳治・栄原永遠男編 2014『難波宮と都城制』吉川弘文館など。
- ² 李陽浩 2016「中期難波宮をめぐる:朱鳥火災後の整理作業と後期難波宮の造営過程」『ヒストリア』256号。
- ³ 大阪市文化財協会 1981『難波宮址の研究 第七』、p.35。
- ⁴ 藤原光輝 1958「難波宮址に対する考古学的調査」『難波宮址の研究 研究予察報告第式』、難波宮址顕彰会 1965「第19次調査」『難波宮址の研究 中間報告Ⅱ』、前掲書:大阪市文化財協会 1981、p.35。なお、大阪市文化財協会 1981では、この遺構を「SB1901」として報告するが、誤記の可能性がある、ここでは当初の遺構名である「SB1904」を用いる。なお、後出する「SB1903」も大阪市文化財協会 1981では「SB1921」とするが、同様の理由から「SB1903」を用いる。
- ⁵ 前掲書:藤原光輝 1958、pp.58-60。
- ⁶ 藤原光輝 1959「難波宮址第八次・第九次発掘調査報告」難波宮址研究会 1959『難波宮址の研究 研究予察報告第参』、p.65。
- ⁷ 前掲書:大阪市文化財協会 1981、p.35。
- ⁸ 前掲書:大阪市文化財協会 1981、p.35。
- ⁹ 前掲書:藤原光輝 1958、p.60、同:藤原光輝 1959、p.73。
- ¹⁰ SB1904については、いずれの報告書および調査原因にも火災痕跡についての記述がなく、火災痕跡が検出されなかったものと思われる。
- ¹¹ 前掲書:李陽浩 2016。
- ¹² 前掲書:大阪市文化財協会 1981、p.34。
- ¹³ 難波宮址顕彰会・難波宮址研究会 1964『難波宮址の研究 研究予察報告第五』における実測図第三を参照。
- ¹⁴ 李陽浩 2011「前期難波宮の小石敷きをめぐって:旧地表高さと建物復元についての一考察」『郵政考古紀要』52。
- ¹⁵ 沢村仁 1961「難波宮跡第十次・第十一次・第十二次発掘調査報告」『難波宮址の研究 研究予察報告第四』、沢村仁 1964「難波宮址第十三・十四・十五次」『難波宮址の研究 研究予察報告第五』。
- ¹⁶ 大阪市文化財協会 2008『難波宮址の研究 第十五』。
- ¹⁷ 小石敷きの敷設方法は、最上部に3~4cmの円礫、下方に1cm前後の小径の礫を敷き、その下に厚さ5cm程度の整地層を置くもので、整地層の範囲から小石敷きの敷設範囲が判明する。前掲書:大阪市文化財協会 2008、pp.31-32。
- ¹⁸ 前掲書:沢村仁 1961。
- ¹⁹ 前掲書:沢村仁 1961、同:沢村仁 1964。
- ²⁰ 李陽浩 2018「軒の出からみた前期難波宮内裏西門の屋根形式」『日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』58号。
- ²¹ 火災痕跡の有無については、SB1904の北側に位置するSC801の建物配置が復元された経緯が参考となる。最初の検出時において、内裏回廊SC801は桁行9.6尺、梁行6.8尺強で、回廊の屈曲部分が桁行・梁行ともに6.8尺強の寸法と記されるが、第8次調査では火災痕跡が認められる柱間寸法の法則性や柱筋の通りに従って、回廊の配置が推測・復元された。しかし、すでにSB1904の西北隅を構成する柱穴K12・K13も、SC801東側柱の南延長線上に検出されており、後の報告書では「その間の距離がおおよそ10尺」とほぼ整合することが記されるにもかかわらず、当時は一連の遺構として全く考慮されていない。その理由は、柱穴K12・K13に焼土が含まれていなかったことが最大の要因だったのではなかろうか。内裏回廊SC801の調査については、前掲書:難波宮址研究会 1959、pp.65-66を参照。
- ²² 大阪市文化財協会 2004『難波宮址の研究 第12』。
- ²³ 前掲書:李陽浩 2018。
- ²⁴ 大阪市文化財協会 1992『難波宮址の研究 第9』に所載の図版四から計測。
- ²⁵ 奈良国立文化財研究所 1977「稲淵川西遺跡の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報 七』。
- ²⁶ 奈良文化財研究所 2004「朝堂院東南隅・朝集院院東北隅の調査:第128次」『奈良文化財研究所紀要 2004』。
- ²⁷ 奈良文化財研究所 2019「藤原宮大極殿院の調査:第195・198次」『奈良文化財研究所紀要 2019』。

²⁸ 奈良文化財研究所 2005 「朝堂院東第三堂・東面回廊の調査：第 132 次」『奈良文化財研究所紀要 2005』。

²⁹ 奈良文化財研究所 2007 「朝堂院東第四堂・東面回廊の調査：第 142・144 次」『奈良文化財研究所紀要 2007』。

³⁰ 奈良文化財研究所 2006 「朝堂院東第六堂の調査：第 136 次」『奈良文化財研究所紀要 2006』。

³¹ 奈良文化財研究所 2008 「大極殿院南門の調査：第 148 次」『奈良文化財研究所紀要 2008』。

³² 例えば、内裏前殿と内裏後殿を繋ぐ軒廊があげられる。中尾芳治 1970 「難波宮址第 16・17・18・21・31 次遺跡調査報告」『難波宮址の研究 研究予察報告第六』。

³³ 前掲書：李陽浩 2016。

³⁴ 前掲書：難波宮址顕彰会 1965、pp.7-8 (SB1903 の項)。

図版の出典

図 1：大阪市文化財協会：2008 『難波宮址の研究 第 15』における図 60 を一部改変。

図 2：大阪市文化財協会 1981 『難波宮址の研究 第七』における Fig.12 を一部改変。

図 3：難波宮址顕彰会・難波宮址研究会 1964 『難波宮址の研究 研究予察報告第五』における実測図第三を一部改変。

図 4：大阪市文化財協会 2008 『難波宮址の研究 第十五』における図 22 を一部改変。

図 5：難波宮址顕彰会・難波宮址研究会 1961 『難波宮址の研究 研究予察報告第四』における実測図第三を一部改変。

図 6：大阪市文化財協会 1981 『難波宮址の研究 第七』における図面四を一部改変。